

次期計画の位置付けと考え方について

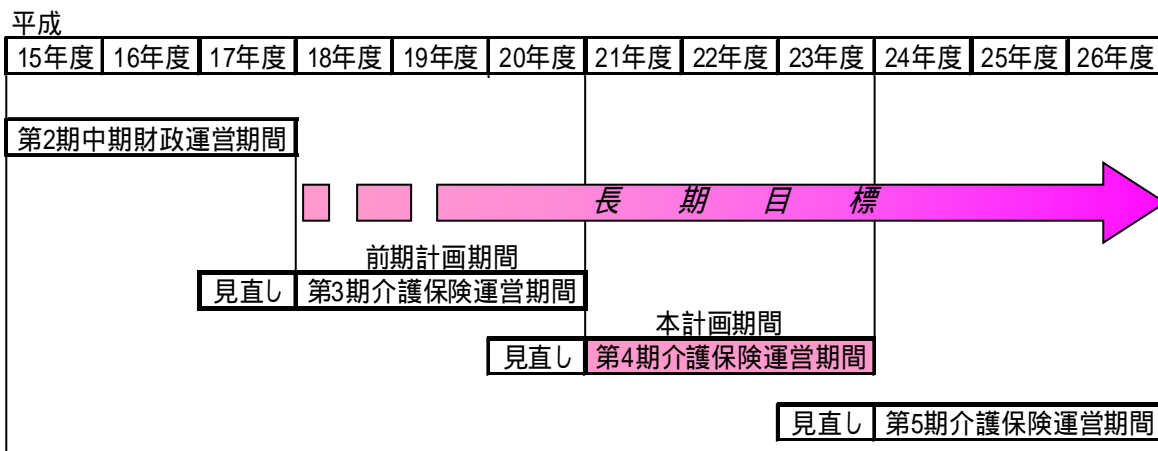
(1) 現行計画の位置付けと特色

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「計画」）は、介護保険法第 117 条第 1 項により、3 年を 1 期とすることが定められており、現行計画（第 4 期）は、平成 21 年度から 23 年度までの計画となっている。

また、平成 18 年度の介護保険制度改正において、国は、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える 2015 年（平成 26 年度）を見据えた高齢者介護の長期目標を設定したことから、本市においても、国との整合を図り、前期計画（第 3 期）策定の際に、本市における 2015 年（平成 26 年度）の高齢者介護のあるべき姿を念頭にした長期目標を設定したところである。

こうしたことから、現行計画（第 4 期）は長期目標の中間時期となるため、基本的な考え方は前期計画（第 3 期）を踏襲したものとなっている。

加えて、介護保険運営協議会からの提言や、平成 19 年度に高齢者等を対象に実施した高齢者等意識調査等の結果を踏まえ、計画期間の中で特に重点的に取り組む課題を「最重点施策」として掲げ、その課題に対応するための具体的な施策の推進を図っていくこととしたものである。



(2) 次期計画の位置付けと考え方

平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする次期計画（第 5 期）は、長期目標の最終期にあたることから、前期計画の延長線上として位置付けられ、基本理念等の基本的な考え方はこれまでの計画を継続していくものとなり、本市の計画においても同様の位置付けとなる。

【基本理念】「ひとりひとりが安心して自分らしく暮らせるまち いわき」

【基本目標】

- ・基本目標 1 高齢者の生活ニーズに即したサービス体系の構築
- ・基本目標 2 地域保健・地域福祉の確立
- ・基本目標 3 高齢者を社会全体で支えるしくみづくり

これらの基本目標の実現に向けて必要な施策を体系的に展開していくために、13の重点課題を設定している。

よって、現行計画の「最重点施策」についても、前期計画から引き継ぐものとし、引き続き各種施策の更なる拡充に向け取り組んでいくこととなり、これまでの施策の展開状況を踏まえた評価を行い、今後どのような取り組みを行っていくか等、次期計画への位置付けについて検討を行なう。

【現行計画に掲げた最重点施策】

住民参加型の介護予防施策の推進
地域包括支援センターの機能の充実
地域見守りネットワークの構築
認知症高齢者対策の推進
高齢者権利擁護対策の推進